特定施設の設置・変更の手引き

Ι	はじめに	1
П	法律による規制	
1	1 騒音規制法・振動規制法の特定施設について	2
2	2 特定施設設置の届出手続きについて	4
3	3 特定施設設置の手続きに必要な書類等	6
4	1 特定施設設置届出書の記載例	7
5	5 特定施設設置届出後の手続きについて	1 2
6	3 その他の公害関係法令	1 8
Ш	資金工料	
•) 業種分類表	1 9
2	2 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準	2 0
6	振動規制法の特定工場等に係る規制基準	2 1
«	《参考》 その他必要手続き	2 2

足立区環境部生活環境保全課

I はじめに

騒音規制法・振動規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

騒音規制法の抜粋

(規制基準の遵守義務)

第 5 条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第 6 条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設の種類ごとの数
- 4 騒音の防止の方法
- 5 その他環境省令で定める事項

*足立区内に工場を設置する場合、 あて先は足立区長になります。

振動規制法の抜粋

(規制基準の遵守義務)

第 5 条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第 6 条 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 4 振動の防止の方法
- 5 特定施設の使用の方法

*足立区内に工場を設置する場合、

6 その他環境省令で定める事項 あて先は足立区長になります。

1

法律による規制

Ⅱ-1. 騒音規制法・振動規制法の特定施設について

騒音規制法・振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設(表①,②)とし ています。

表①、②に該当する特定施設を設置する事業者は、事前に届出を行う必要があります。

表①.騒音規制法の特定施設 (騒音規制法施行令第1条 別表第1)

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
- □ 製管機械 1.
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロ 金 ワット以上のものに限る。)
- 液圧プレス (矯正プレスを除く。) 属
 - ホ 機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
- 加 へ せん断機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- ト 鍛造機 エ
 - チ ワイヤーフォーミングマシン
- 機 リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー 械
 - ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2. 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。) ※注 冷凍機を除く。
- 3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7. 5キロワッ ト以上のものに限る。)
- **4. 織機**(原動機を用いるものに限る。)
- 5. イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 建設用 **O. 45立方メートル以上のもの**に限る。) 資材製
- **造機械**

ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が**200キログラム以上**のものに限る。)

- 6.穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに 限る。)
- 7. イ ドラムバーカー
- 木 ロ チッパー (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 材 ハー砕木機
- 加 二 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、 エ 木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 木 丸のこ盤(同上) 機
- 械 へ かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 8. 抄紙機
- 9. 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
- 10. 合成樹脂用射出成形機
- **11. 鋳型造型機**(ジョルト式のものに限る。)

表②. 振動規制法の特定施設 (振動規制法施行令第1条 別表第1)

イ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)

1. 金 属

ロ 機械プレス

ハ せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)

加工一二鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン

(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)

2. 圧縮機 (原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。)

※注 冷凍機を除く。

3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。)

4. 織 機 (原動機を用いるものに限る。)

5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)

6. 木 材

イ ドラムバーカー

加工機械

ロ チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

7. 印刷機械 (原動機の定格出力が2. 2キロワット以上のものに限る。)

8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)

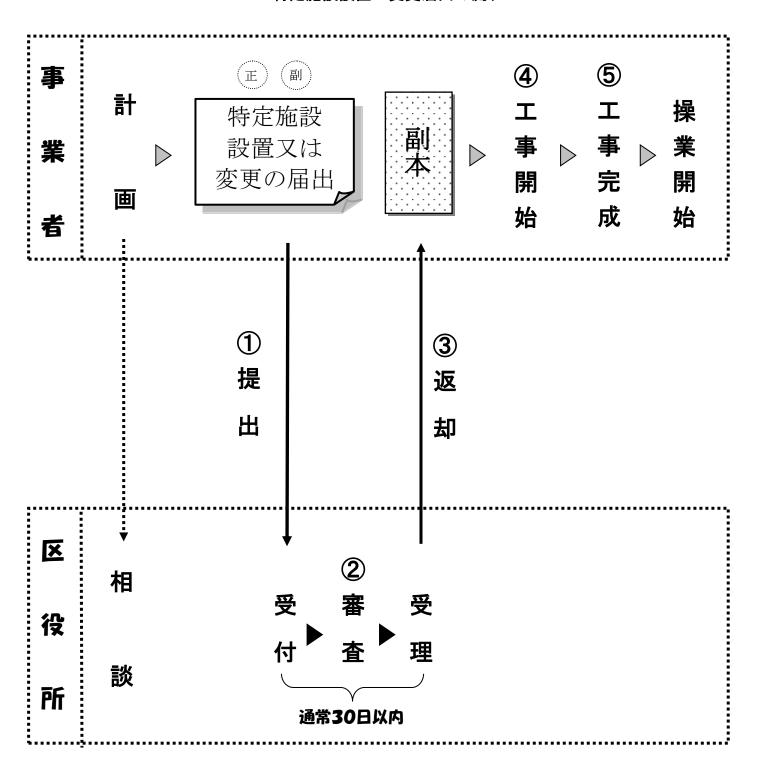
9. 合成樹脂用射出成形機

10. 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

Ⅱ-2. 特定施設設置の届出手続きについて

事業者が新たに特定施設を設置しようとする場合又は変更が計画された場合には、事前に所定の届出をする必要があります。

≪特定施設設置・変更届出の流れ≫



①設置の届出

新しく特定施設を設置する場合又は、所定の届出用紙に特定施設の内容を記載し、構造や施設の配置等の図面を添付して工事開始の**30日前**までに、区役所へ提出してください。

②審査

届出書類の内容を確認し、設置する場所等を考慮した上で届出内容について審査します。

③副本返却

審査の結果、届出内容が騒音規制法又は振動規制法の規定に適合すると認められる場合は、 副本を返却します(受理書の交付はありません)。

④設置工事

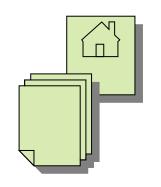
届出が受理された日から**30日**を経過した後に特定施設の設置工事を開始することができます。

工事は、届出の内容及び区の指導等を十分確認し、実施してください。

Ⅱ-3. 特定施設設置の手続きに必要な書類等

●特定施設設置の手続きに必要な書類及び図面 ※正本と写し各一部を提出

- 1 特定施設設置届出書(様式第1)
- 2 案内図(周囲50メートル内外が把握できるもの)※地図の著作権について確認してください
- 3 敷地内建物の配置図(給排水系統図を含む)
- 4 使用施設の平面図(配置図)
- 5 特定施設のカタログ
- 6 そ の 他(提出の指示のあったもの)



備考

- 1 上記書類のうち、**1** については、指定の用紙があります。 (足立区ホームページ又は環境省ホームページにてダウンロードもできます。)
- 2 2 ~ 6については特定の様式はありません。
- 3 騒音規制法又は振動規制法による特定施設の設置の手続きを同時に行う場合で、届出書に添付すべき書類 (**2 ~ 6**) について内容が同一であるときは、一方の届出書にはその旨付記した上で、添付すべき書類を省略しても差し支えありません。

Ⅱ-4. 特定施設設置届出書の記載例

すべて、**騒音規制法**に基づく書式を載せておりますが、 **振動規制法**についても同様の書式があります。各届出は 正本と副本の各一部が必要です。



様式第1

特定施設設置届出書

① 00年 00月 00日

足立区長

3

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号

届出者 氏名 株式会社あだち環境

代表取締役 足立太郎

電話番号 03-OOO-××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

4	工場又は事業場の名称	株式会社 〇〇 足 立 工 場)印刷	※整	理番号		
5	工場又は事業場の所在地	足立区中央本区 一丁目17番 電話 03-000	※受理	理年月日			
6	工場又は事業場の事業内容	印刷・同	※施	設番号			
7	常時使用する従業員数	3 0	※審	査 結 果			
8	△騒音の防止の方法	別紙のる	とおり。	※備	考		
	特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始		使用終了時刻 (時・分)
9	印刷機械	AA-AAA	300kW	1	9:00)	17:00
	空気圧縮機	B11-2	7. 5kW	2	9:00)	17:00
	せん断機	C10-B	3. 75kW	3	9:00)	17:00

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

騒音・振動規制法の特定施設届出記載要領

①年月日 書類の記入日を記入

②あて先 「足立区長」と記載

③住所・氏名・電話番号

住所 法人:通常は本社の所在地

個人: 届出義務者の住所

氏名 法人:法人名(社名)、代表者の役職名、氏名

個人:届出義務者の氏名

電話番号 法人:本社、主たる事務所の電話番号

個人:届出義務者の電話番号

4工場又は事業場の名称

届出を行う工場又は事業場の名称

⑤工場又は事業場の所在地

届出を行う工場又は事業場の所在地、電話番号

※住居表示により枝番まで記載

※建物の新築等で、住居表示が未定の場合は「○丁目○番」まで記載し、住居表示が決まった時点で、

環境保全課まで必ず連絡すること

⑥工場又は事業場の事業内容

業種を定めた、日本標準産業分類における中分類の項目を記入 → 資料❶ 参照

7常時使用する従業員数

当該事業所で就業している社員の総数で、事務員等も含まれる(アルバイト、パートタイム等も含む)

8騒音の防止の方法

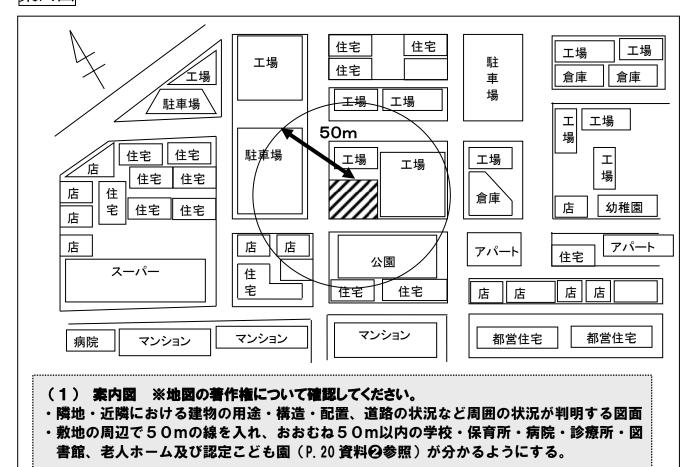
それぞれの特定施設ごとに、防止の方法を別紙に記載してください。

二重窓、消音機、遮音塀、防振架台等の防止方法、施設設置箇所の壁、床、天井の構造等を記入

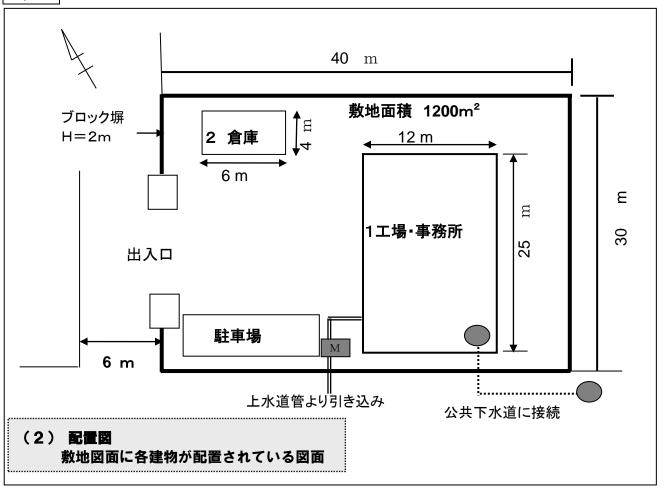
⑨特定施設の種類・形式・公称能力・数・使用開始時刻・使用終了時刻

それぞれの特定施設の設備に関して、種類・形式・公称能力・数・使用開始時刻・使用終了時刻を記載してください。数が多い場合は、別紙に一覧にして記載してください。

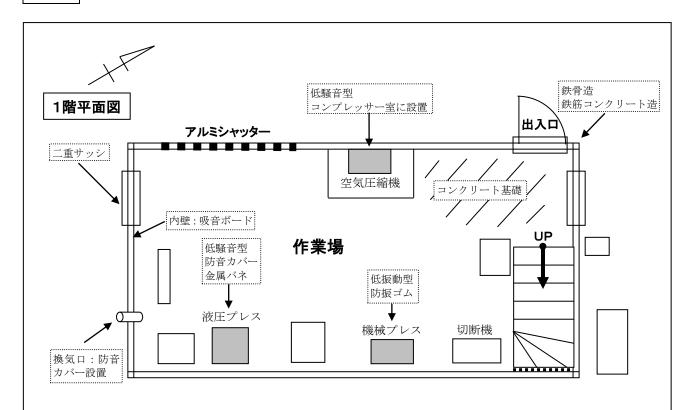
案内図



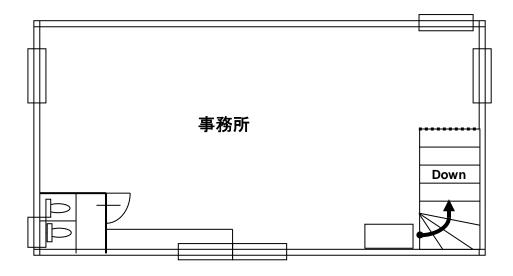
配置図



平面図



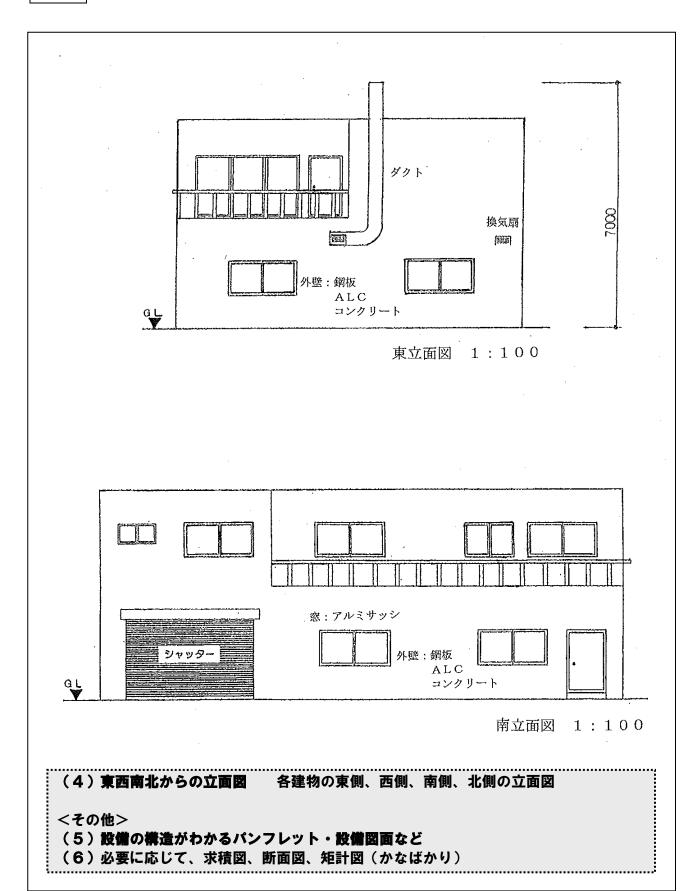
2階平面図



(3)機械設置平面図

各建物の各階平面図を用意し、以下を記入して下さい

- 1. 事務所・作業場などの建物用途がわかるように書き込む
- 2. 作業場面積をわかるように書き込む
- 3. 機械・設備の施設番号を各階平面図に書き込む
- ※事務所・作業場など蛍光マーカー等で図面に色分けをすること
- ※作業場面積が図面から算出することが可能な階別平面図を使用すること



Ⅱ-5. 特定施設設置届出後の手続きについて

騒音: 特定施設の種類ごとの数変更届出書 (法 第8条)

振動:特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書 (法 第8条)

※特定施設の種類及び能力ごとの数又は使用の方法を変更する場合は、工事の開始の**30 日前**までに届出が必要です。ただし、変更届出の必要がない場合もありますので、窓口でご相談ください。

なお、上記届出書と共に6ページの2~6の書類を添付してください。

→ P13・14 参照

騒音: <u>騒音の防止の方法変更届出書</u> (法 第8条) 振動: 振動の防止の方法変更届出書 (法 第8条)

※特定施設の騒音または振動の防止の方法を変更するときは、工事の開始の**30日前**までに届出が必要です。ただし、変更届出の必要がない場合もありますので、窓口でご相談ください。

騒音: 氏名等変更届出書 (法 第10条) 振動: 氏名等変更届出書 (法 第10条)

※届出者の住所や名称、代表者氏名、及び事業場の名称や住居表示を変更があった時は、 その日から**30日以内**に届出が必要です。

→ P15 参照

騒音: <u>承継届出書</u> (法 第11条) 振動: 承継届出書 (法 第11条)

※特定施設の譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があった時は、その日から**30日** 以内に届出が必要です。承継の事実を証明する書類(登記謄本等)を添付してください。

→ P16 参照

騒音: 特定施設使用全廃届出書 (法 第10条) 振動: 特定施設使用全廃届出書 (法 第10条)

※すべての特定施設の使用を廃止した時は、その日から30日以内に届出が必要です。

→ P17 参照

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

00年 00月 00日

足立区長

届出者 住所 **足立区千住〇丁目〇番〇号**

氏名 株式会社あだち環境

代表取締役 足立太郎

電話 03-0000-××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の	の名称	株式会社 (足立工場	〇〇印刷		*	整	理	番	号			
工場又は事業場の	の所在地	足立区中央2 一丁目171 電話 03-000	番1号	×××	*	受	理生	下 月	日	年	月	П
					*	施	設	番	号			
								結	果			
					*	備			考			
			娄	使用開始時刻				使用終了時刻				
特定施設の種類	型式	公称能力	変更前	変更後		更前・分		変更後 寺・ 分		変更前 (時・分)	変更 (時・	
※①空気圧縮機	B11-2	7. 5kW	2	4				8 : 0	0		17 :	00
※②空気圧縮機	B13-2	7. 5kW	0	1				8:0	0		17 :	00
※③送風機		10kW	0	2				8 : 0	0		17 :	00

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその 記号並びに名称を記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ※① 既に2台の特定施設の届出が為されており、追加で設置を行う場合 (区に届けられている台数から2倍以上に増加する場合に限る)
 - ※② 既に設置されているものとは動力が違う特定施設を新規で設置する場合
 - ※③ 既に別の種類の特定施設の設置届が為されており、施設の追加をする場合 (使用時間について変更がない場合は、変更後の欄に時間のみを記載する。使用時間 に変更がある場合は、変更前の時間も併せて記載する。)

様式第3(第6条関係)

使用する機械に変更はなく、 使用時間の変更がある場合など は、こちらの届出を使用する。

特定施設の種類及び能力ごとの数を要属出書

届出者

00年 00月 00日

足立区長

住所 足立区千住〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社あだち環境

代表取締役 足立太郎 電話 **03-000-**××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法の変更について次の とおり届け出ます。

工場又は事業場 の名称	株式会社 足立工地	t 00印 場	刷			*	整	理	番	号			
工場又は事業場の所在地	基業場 足立区中央本町 一丁目17番1号 電話 03-0000-××××							理生	下 月	日			
						*	施	設	番	号			
									結	果			
						*	備			考			
		、公称	数		使	用	開	始 時	刻	使	用終	: 了	時 刻
特定施設の種類	型式	能力	変更前	変更後		変更育 寺・ ケ		変 (時・		-	・ ラ デ・分)	_	変更後 時・分)
※①液圧プレス		1471 キロニュートン	1	0									
※②液圧プレス		2353 キロニュートン	0	1				8:0	0			17	: 00
※③空気圧縮機	B11-2	7. 5kW	1	2				8:0	0			17	: 00

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第 1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその 記号並びに名称を記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ※①・② 既に設置されている機械を撤去し、別の種類の機械を設置する場合
 - ※③ 既に設置されている機械と同能力の機械を追加で設置する場合 (使用時間について変更がない場合は、変更後の欄に時間のみを記載する。使用時間 に変更がある場合は、変更前の時間も併せて記載する。)

以下はすべて、**騒音規制法**に基づく書式を載せておりますが、 **振動規制法**についても同様の書式があります。



様式第6

氏名等変更届出書

OO年 OO月 OO日

足立区長

届出者 住所 **足立区千住〇丁目〇番〇号**

氏名 株式会社あだち環境

代表取締役 足立 太郎

電話 03-0000-××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場名	景又は	事業場	易の称	株式会社 〇〇印刷 足立工場	*	整理	! 番号	
工場所		(事業場 生	易の地	足立区中央本町一丁目17番1号	*	受 理	年月日	
変	更	の内	容	名称 事業場の住居表示 代表者 事業主の所在地 その他()	*	施設	番 号	
	変	更	前	足立 一郎	*	備	考	
	変	更	後	足立 太郎				
変	更生	年 月	日	OO年 OO月 OO日				
変	更(の理	由	代表者変更のため。				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

変更後 30日以内に提出すること。

様式第8

承 継届出 書

00年 00月 00日

足立区長

届出者 住所 足立区千住〇丁目〇番〇号

氏名

株式会社あだち環境 代表取締役 足立太郎 03-000-×××× 電話

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり 届けます。

工場又は事業場の名称			景の名和	弥	株式会社 〇〇印刷 足立工場	*	整理	番号	
工場又は事業場の所在地			易の所有	生地	足立区中央本町一丁目17番1号	*	受理年	月日	
承	継	の E	下 月	日	〇〇年〇〇月〇〇日	*	施設	番号	
被継	承	氏名	又は	名称	株式会社 足立商事 代表取締役 足立一郎	*	備	考	
継	者	住		所	足立区千住〇丁目〇番〇号				
承	継	の	原	因	合併				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

変更後 30日以内 に提出すること。

様式第7

特定施設使用全廃届出書

OO年 OO月 OO日

足立区長

届出者 住所 **足立区千住〇丁目〇番〇号**

氏名 株式会社 あだち環境 代表取締役 足立太郎

電話 03-0000-××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 〇〇印刷 足立工場	※ 整 理 番 号
工場又は事業場の所在地	足立区中央本町一丁目 1 7番 1号	※ 受理年月日
使用全廃の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※ 施 設 番 号
使用全廃の理由	移転のため	※ 備 考

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

廃止後 30日以内に提出すること。

Ⅱ-6. その他の公害関係法令

騒音規制法・振動規制法のほかに、公害関係法令をあげると、以下のような ものがあります。詳細については各法令担当課等でおたずねください。

環境確保条例

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定められた工場又は指定作業場を 設置する場合は、「工場の設置認可の申請」または「指定作業場の設置の届出」が必要です。

☞ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係

TEL 03-3880-5304 (直通)

大気汚染防止法

一定規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を設置また は変更する場合は、「**ばい煙発生施設の設置の届出」**が必要です。

☞ 東京都 環境局 環境改善部 大気保全課

TEL 03-5321-1111(代表)

水質汚濁防止法

事業場から公共用水域へ汚水を排出する場合、汚水発生施設(特定施設)を有するものは、**「特定施設の設置の届出」**が必要です。

東京都 環境局 自然環境部 水環境課

TEL 03-5321-1111(代表)

下水道法

事業場から公共下水へ汚水を排出するものは、「特定施設の設置等の届出」が必要です。

「ママラ 東京都 下水道局 東部第二下水道事務所

TEL 03-5680-1392(代表)

悪臭防止法

事業場から排出される臭いは、悪臭防止法による規制をうけます。

□ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係 TEL 03-3880-5304 (直通)

建築基準法

建築基準法の規定により、用途地域ごとに建築物の制限があります。業態や規模によっては工場・指定作業場を設置できないことがあります。 事前に調査のうえで、建築確認を受けてください。

③ 足立区 都市建設部 建築審査課

TEL 03-3880-5111 (代表)

|| 資料

資料 ● 業種分類表

総務省:日本標準産業分類(平成14年3月 改訂)を基本として作成

		自:日本標準産業分類(平成14年3月 改訂)を基本として作成
	大分類	中分類
		09-食料品製造業 10-飲料・たばこ・飼料製造業 11-繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く 12-衣服・その他の繊維製品製造業 13-木材・木製品製造業(家具を除く) 14-家具・装備品製造業 15-パルプ・紙・紙加工品製造業 16-印刷・同関連業 17-化学工業
F	製造業	18-石油製品・石炭製品製造業 19-プラスチック製品製造業 20-ゴム製品製造業 21-なめし革・同製品・毛皮製造業 22-窯業・土石製品製造業 23-鉄鋼業 24-非鉄金属製造業 25-金属製品製造業 26-一般機械器具製造業 27-電気機械器具製造業 28-情報通信機械器具製造業 29-電子部品・デバイス製造業 30-輸送用機械器具製造業 31-精密機械器具製造業 32-その他の製造業(貴金属・宝石製品・楽器・がん具・運動用具・ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品・装身具・装飾品・ボタン・漆器・畳 傘等生活雑貨製品・武器)
G	電気・ガス・ 熱供給水道業	33-電気業 34-ガス業 35-熱供給業 36-水道業
Н	情報通信業	37-通信業 38-放送業 39-情報サービス業 40-インターネット附随サービス業 41-映像・音声・文字情報制作業
I	運輸業	42-鉄道業 43-道路旅客運送業 44-道路貨物運送業 45-水運業 46-航空運輸業 47-倉庫業 48-運輸に附帯するサービス業
J	卸売・小売業	49-各種商品卸売業 50-繊維・衣服等卸売業 51-飲食料品卸売業 52-建築材料,鉱物・金属材料等卸売業 53-機械器具卸売業 54-その他の卸売業 55-各種商品小売業 56-織物・衣服・身の回り品小売業 57-飲食料品小売業 58-自動車・自転車小売業 59-家具・じゅう器・機械器具小売業 60-その他の小売業
К	金融業・保険業	61-銀行業 62-協同組織金融業 63-郵便貯金取扱機関,政府関係金融機関 64-貸金業,投資業等非預金信用機関 65-証券業,商品先物取引業 66-補助的金融業,金融附帯業 67-保険業
L	不動産業	68-不動産取引業 69-不動産賃貸業・管理業
М	飲食店,宿泊業	70-一般飲食店 71-遊興飲食店 72-宿泊業
N	医療,福祉	73-医療業 74-保健衛生 75-社会保険・社会福祉・介護事業
0	教育, 学習支援業	76一学校教育 77ーその他の教育,学習支援業
P 業	複合サービス事	78-郵便局 79-協同組合(他に分類されないもの)
Q	サービス業	80 - 専門サービス業 81 - 学術・開発研究機関 82 - 洗濯・理容・美容・浴場業 83 - その他の生活関連サービス業 84 - 娯楽業 85 - 廃棄物処理業 86 - 自動車整備業 87 - 機械等修理業 88 - 物品賃貸業 89 - 広告業 91 - 政治・経済・文化団体 92 - 宗教 94 - 外国公務
S	分類不能の産業	99-分類不能の産業

資料 ② 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

(法第 4 条、法第 5 条、昭和 44 年 2 月 20 日都告示第 157 号)

(単位:デシベル)

	I-h - 0					敷均	也の境界に	こお			12 1	•
区	域の	区	分				時間(カー	区 分			
	あて	はめ地域		6 時	朝	8	昼間	19	タ	23	夜間	6
第1種区域	第 1 種低層 第 2 種 低 A A			4	0		4 5		4 0		4 0	
第2種区域	第(第(第第準※用 1 第2第12年 1 中種種種 2 第地域の 1 年 1 の	区層区 保証 は は は は は は は は は は は は は は は 居 は 別	、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4	5		5 0		45 20時		4 5	
第3種区域	近 隣 郡 商 業 準 エ ※ 第 2	地 業 均	地 域 域 也 域 地 域	5	5		6 0		5 5	5	5 0	
第4種区域	工業	地	域	6	0		7 0		6 C)	5 5	

¹ 第2種、第3種及び第4種区域内の学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50mの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く)における当該基準は、上欄の定める値から5デシベルを減じた値とする。

※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲をいう。

- **備 考 1** デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
 - 2 騒音の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
 - **3** 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、そ の変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

² 第1種、第3種及び第4種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が 適用される。

(法第 4 条、第 5 条、昭和 52. 3. 30 都告示第 240 号)

(単位:デジベル)

区	域の区分	敷地の境界における振動の大きさ
<u> </u>		時間の区分
	あてはめ地域	8 時 昼間 19 夜間 8
第1種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 第 住 居 地 域 用途地域の定めのない地域	6 O 5 5 20 時
第2種区域	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	65 60

学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね 50 メートルの 区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

- **備 考 1** デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。
 - 2 振動の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について 行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
 - 3 振動の測定方法は、日本工業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - ア 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - イ 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ウ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間 100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80 パーセントレンジの上端の数値とする。

<< 参考 >>

「工場設置・変更」の届けをする場合は、次の各種法令について、事前に確認してください。

No.	主な確認事項	該当する場合の相談先	備考
IVO.	条例 78 条・別表第8(位置の制限)に該当		条例 78 条但書き
1	(工場の周囲 100m以内に学校、病院等が存在)	区・生活環境保全課	に注意
2	都市計画法第 11 条(都市施設)に基づく用途地 域の確認	区・建築調整課	
3	建築基準法第 48 条 (用途地域の制限)の確認	区・建築審査課	
4	建築基準法(工場・事業場の新築又は増改築)に該当	<i>II</i>	
5	建築基準法(建物の用途の変更)に該当	<i>II</i>	
6	足立区特別工業地区建築条例に該当	<i>II</i>	
7	建築基準法第 51 条(位置の制限) に該当	区・開発指導課	都計審の同意が 必要
8	工場立地法(敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面 積の合計が 3,000 ㎡以上)	都・産業労働局	
9	環境整備基準に該当	区・開発指導課	
10	福祉のまちづくり条例(面積 1,000 ㎡以上で、時間貸し等を行う駐車場) に該当	区・障がい福祉課	
11	一廃の処理及び清掃に関する法律(業の許可)に該当	清掃協議会	
12	廃掃法(産廃の「業」と「処理施設」の許可、一 廃の「処理施設」の許可)に該当	都・環境局	
13	大気汚染防止法、水質汚濁防止法(特定施設)に該当	都・環境局	
14	ダイオキシン類対策特別措置法(火床面積 0.5 m ² 以上の焼却炉)に該当	都・環境局	
15	下水道法(下水道への排水の放流)に該当	都・下水道局	
16	危険物取締法に該当	都・消防署	(施設基準等)
17	毒物・劇物取締法及び薬事法に該当	都・福祉保健局	販売業・業務上取 扱者は区保健所
18	食品衛生法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
19	クリーニング業法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
20	水道法(10 ㎡を超える受水槽を有する事業場) に該当	区・生活衛生課	
21	敷地面積が 3,000 ㎡以上の土地改変に該当	都·環境局	
22	500 ㎡以上の駐車場を設置	区・交通対策課	
23	自動車の収容能力が 20 台以上の駐車場(公共施設は全て) を新設・変更する場合	区・パークイノベーション推進課	

- (注1) 上記の他、労働安全衛生法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、ビル衛生管理法等の他の法律に該当する場合があるので、確認してください。
- (注2) 「指定作業場設置・変更届の受理」は、いかなる場合も、上記法令等の規定に基づ く責務を、免責するものではないので、注意してください。



お問い合わせは



電話

03-3880-5304

FAX

03-3880-5604

